〇許認可等のために提出した書類、許可証明書

１．森林・林業基本法　**該当する**

（森林所有者等の責務）

第９条　森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者（以下「森林所有者等」という。）は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるように努めなければならない。

２．森林法　**該当する**

（地域森林計画）

第５条　都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、５年ごとに、その計画をたてる年の翌年４月１日以降10年を１期とする地域森林計画をたてなければならない。

２　地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　その対象とする森林の区域

二　森林の有する機能別の森林の所在及び面積並びにその整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

三　伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

四　造林面積その他造林に関する事項

四の二　間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

四の三　公益的機能別施業森林の区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項

五　林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項

五の二　森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

六　樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項

七　保安林の整備、第41条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

八　その他必要な事項

３　第４条第３項の規定は、地域森林計画に準用する。

４　都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

（略）

（森林施業計画）　**該当する**

第11条　森林所有者等は、単独で又は共同して、これを一体として整備することを相当とするものとして政令で定める基準に適合する森林につき、農林水産省令で定めるところにより、５年を１期とする森林施業計画を作成し、これを当該森林施業計画の対象とする森林の所在地の属する市町村の長に提出して、当該森林施業計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

２　森林施業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　その対象とする森林についての森林施業の実施に関する長期の方針

二　その対象とする森林についての所在場所別の面積、人工植栽に係る森林とその他の森林との区別、樹種又は林相、林齢及び立木の材積

三　伐採する森林についての所在場所別の伐採時期、伐採面積、伐採立木材積及び伐採方法（間伐に関する事項を除く。）

四　造林する森林についての所在場所別の造林時期、造林面積、造林樹種及び造林方法

五　間伐を実施する森林についての所在場所別の間伐時期、間伐面積、間伐立木材積及び間伐方法

六　保育の種類別の面積

七　その他農林水産省令で定める事項

３　第１項の規定による認定の請求は、農林水産省令で定める書類を添えてしなければならない。

４　市町村の長は、第１項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林施業計画の内容が次に掲げる要件のすべてを満たすときは、当該森林施業計画が適当である旨の認定をするものとする。

一　第２項第１号に掲げる長期の方針が、森林施業計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。

二　第２項第３号から第６号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。

イ　公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林　森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準

ロ　公益的機能別施業森林区域内に存する森林　森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準

三　市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。

四　当該森林施業計画の対象とする森林の全部又は一部が第39条の４第１項第１号に規定する要整備森林である場合には、同項の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。

（略）

（保安林における制限）　**該当する**

第34条　保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合

二　次条第１項に規定する択伐による立木の伐採をする場合

三　第34条の３第１項に規定する間伐のための立木の伐採をする場合

四　第 39 条の４第１項の規定により地域森林計画に定められている森林施業の方法及び時期に関する事項に従って立木の伐採をする場合

五　森林所有者等が第49条第１項の許可を受けて伐採する場合

六　第188条第３項の規定に基づいて伐採する場合

七　火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

八　除伐する場合

九　その他農林水産省令で定める場合

２　保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形

質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合

二　森林所有者等が第49条第１項の許可を受けてする場合

三　188条第２項の規定に基づいてする場合

四　災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

五　軽易な行為であって農林水産省令で定めるものをする場合

六　の他農林水産省令で定める場合

3　都道府県知事は、第１項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請（当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が２以上あるときは、これらの申請のすべて）につき同項の許可をするとしてもこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、これを許可しなければならない。

4　都道府県知事は、第１項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請（当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が２以上あるときは、これらの申請のすべて）につき同項の許可をするとすればこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとなるが、その一部について同項の許可をするとすれば当該伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、政令で定める基準に従い、当該伐採の限度まで、その申請に係る伐採の面積又は数量を縮減して、これを許可しなければならない。

5　都道府県知事は、第２項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない。

6　第１項又は第２項の許可には、条件を付することができる。

7　前項の条件は、当該保安林の指定の目的を達成するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

8　第１項の許可を受けた者は、当該許可に係る立木を伐採したときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を、都道府県知事に届け出るとともに、その者が当該森林に係る森林所有者でないときは、当該森林所有者に通知しなければならない。

9　第１項第７号及び第２項第４号に掲げる場合に該当して当該行為をした者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事に届出書を提出しなければならない。

10　都道府県知事は、第８項又は前項の規定により立木を伐採した旨の届出があつた場合（同項の規定による届出にあっては、第１項第７号に係るものに限る。）には、農林水産省令で定めるところにより、当該立木の所在地の屠する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該伐採が、第11条第４項の認定に係る森林施業計画（その変更につき第12条第３項において準用する第11条第４項規定による認定があつたときは、その変更後のもの）の対象とする森林に係るものである場合は、この限りでない。

（保安林における択伐の届出等）

第34条の２　保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において択伐による立木の伐採（人工植栽に係る森林の立木の伐採に限る。第３項において同じ。）をしようとする者は、前条第１項第１号、第４号から第７号まで及び第９号に掲げる場合を除き、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、伐採立木材積、伐採方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐の届出書を提出しなければならない。

２　都道府県知事は、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採立木材積又は伐採方法に関する計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その択伐の計画を変更すべき旨を命じなければならない。

３　前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行われる択伐による立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。

４　都道府県知事は、第１項の規定により択伐の届出書が提出された場合（前項の規定により届出書の提出がなかつたものとみなされる場合を除く。）には、農林水産省令で定めるところにより、当該択伐に係る立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該択伐が、第11条第４項の認定に係る森林施業計画（その変更につき第12条第３項において準用する第11条第４項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）の対象とする森林に係るものである場合は、この限りでない。

５　第１項の規定により択伐の届出書を提出した者は、当該届出に係る立木を伐採した場合において、その者が当該森林に係る森林所有者でないときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を、当該森林所有者に通知しなければならない。

（保安林における間伐の届出等）

第34条の３　保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において間伐のため立木を伐採しようとする者は、第34条第１項第１号、第４号から第７号まで及び第９号に掲げる場合を除き、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、間伐立木材積、間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した間伐の届出書を提出しなければならない。

２　前条第２項から第４項までの規定は、前項の規定による間伐の届出について準用する。この場合において、同条第２項中「伐採立木材積又は伐採方法」とあるのは、「間伐立木材積又は間伐方法」と読み替えるものとする。

３．自然公園法　**該当する**

（特別地域）

第20条　環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域（海域を除く。）内に、特別地域を指定することができる。

２　第五条第三項及び第四項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」と、「官報」とあるのは「それぞれ官報又は都道府県の公報」と読み替えるものとする。

３　特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、

してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

一　工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二　木竹を伐採すること。

三　環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。

四　鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

五　河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

六　環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

七　広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

八　屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。

九　水面を埋め立て、又は干拓すること。

十　土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。

十一　高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。

十二　環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

十三　山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

十四　環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

十五　屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。

十六　湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。

十七　道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十八　前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

4　環境大臣又は都道府県知事は、前項各号に掲げる行為で環境省令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

5　都道府県知事は、国定公園について第三項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国定公園の風致に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

6　第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して三月以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

7　特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、

その行為をした日から起算して十四日以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

8　特別地域内において木竹の植栽又は家畜の放牧（第三項第十二号又は第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしようとする者は、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

9　次に掲げる行為については、第三項及び前三項の規定は、適用しない。

一　公園事業の執行として行う行為

二　認定生態系維持回復事業等（第三十九条第一項又は第四十一条第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び第三十九条第二項若しくは第四十一条第二項の確認又は第三十九条第三項若しくは第四十一条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

三　第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

四　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

４．森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法　**該当する**

（特定間伐等促進計画）

第４条　その区域の全部又は一部が前条第二項第二号の基準に適合する区域内にある市町村は、基本方針に即するとともに、森林法第10条の５第１項 の規定によりたてられた市町村森林整備計画に適合して、当該市町村の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）を作成することができる。

2　特定間伐等促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　特定間伐等促進計画の区域

二　特定間伐等促進計画の目標

三　第一号の区域において実施する特定間伐等に係る次に掲げる事項

イ　間伐を実施する森林についての所在場所別の間伐主体、間伐時期、間伐面積、間伐樹種、間伐林齢、間伐立木材積及び間伐方法その他間伐に関する事項

ロ　造林する森林についての所在場所別の造林主体、造林時期、造林面積、造林樹種及び造林方法その他造林に関する事項

ハ　イの間伐又はロの造林を実施するために必要な作業路網その他の施設の設置に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、特定間伐等の実施の促進に関する事項

3　特定間伐等促進計画に市町村以外の者が実施する特定間伐等に係る事項を記載しようとする市町村は、当該事項について、あらかじめ、当該市町村以外の者の同意を得なければならない。

4　市町村以外の者であって特定間伐等を実施しようとするものは、市町村に対し、当該特定間伐等に係る事項をその内容に含む特定間伐等促進計画の案の作成についての提案をすることができる。

5　前項の市町村は、同項の提案を踏まえた特定間伐等促進計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

6　市町村は、特定間伐等促進計画を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

7　市町村は、特定間伐等促進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府

県知事に当該特定間伐等促進計画の写しを送付しなければならない。

８　第三項から前項までの規定は、特定間伐等促進計画の変更について準用する。

５．種の保存法　該当しない

６．鳥獣保護法　該当しない

７．騒音規制法　該当しない

８．景観法　該当しない

９．廃棄物の処理及び清掃に関する法律　該当しない

10. 環境影響評価法　該当しない